

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	劉 振東（りゅう しんとう）
○学位の種類	博士（文学）
○授与番号	乙 第521号
○授与年月日	2014年2月28日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第2項 学位規則第4条第2項
○学位論文の題名	中日古代墳丘墓の比較研究
○審査委員	（主査）矢野 健一（立命館大学文学部教授） 和田 晴吾（立命館大学文学部特別任用教授） 高 正龍（立命館大学文学部教授） 岡内 三眞（早稲田大学シルクロード調査研究所 名誉教授）

<論文の内容の要旨>

本論文は、中国古代の墳丘墓（墳丘をもつ墓。日本の古墳もその1種）の出現・発展・変容の過程を明らかにし、その成果をもとに、日本列島の同時代にあたる弥生・古墳時代の墳丘墓との比較研究の可能性を探ろうとしたものである。

論文の中心となった中国の墳丘墓の理解については、これまでの研究の反省と、比較研究の必要性から、長い時代にわたる広範囲の考古・文献資料の集成と、総合的な整理・分析・解釈を行うこととなった。対象とした時代は、紀元前8世紀の東周時代から秦、漢、三国（魏中心）を経て、6世紀の南北朝の終焉（隋の統一589年）にまで及ぶ長期間で、墓制における等級制度の形成と展開を基本的視点に、地下施設である棺、槨、室、墓坑（墓道）と、地上施設である墳丘、陵園（祭祀建物や神道の石像等を含む）、陪葬坑、陪葬墓、陵邑等を中心に取りあげたが、合葬形態、副葬品の組合せ、時には墳丘墓の群構成等にも配慮し、最後には冥界観の変化にまで説き及んだ。

まず、「第1章・中国古代墳丘墓の起源と発展—東周時代—」（春秋：前770～403年・戦国：前403～221年）では、「第1節」で、黄河中・下流域の新石器時代の墓制から説きおこし、後期には埋葬施設として棺を保護する木槨が出現し、墓制に階層的格差が見られるようになること。夏・商・西周には、王権の形成・発展にともない、格差はさらに顕在化し（商では特大の「亞」字形墓、西周では2、3重棺、題湊（槨）の出現など）、王墓地区を形成するようになるが、外部施設は顕著ではなく、墳丘もなかった。一方、中心部で

ある中原に先駆けて、周辺の東北地方では新石器時代より積石塚、長江流域下では西周ころより土墩墓など(ともに墳丘墓)の築造が始まっている。申請者は諸説を整理した上で、中原では長く低墳丘(発掘で確認できず)の時代が続き、春秋・戦国の境ごろに、土墩墓の影響もあって、高大な墳丘墓が出現したとし、それにもない地上施設が徐々に整備され始めたとした。そして、それは新しい葬制(礼制、政治秩序)の創出であり、各国の国力の強化にともなう国力誇示の道具として発達したと評価する。

つぎの「第2節」では、戦国の秦、燕、趙、齊、中山、魏、韓、楚等の墳墓を個別に検討。墳丘(方・円・上円下方円等あり)、陵園、陵寢建物、陪葬坑、陪葬墓などの地上施設が時期差・地域差をもちつつ出現・発展し、つぎの秦・漢にいたって独立王陵・陵寢制度が確立する直前の状況を解明。それは戦国時代の経済の発展がもたらした結果であり、国家として充実しつつある諸侯國の強兵、変革、競争の産物であるとした。

西周以来、等級制度は地下施設や副葬品に対するものが中心であったが(棺槨、鼎、車馬等の副葬制度)、これに地上施設が加わり、その比重を高めたのである。

この間、地下施設では、伝統的な木槨(題湊)の内部に邸宅(宮殿)表現が見られるようになるとともに、一部で土洞墓や中空埴室墓が出現する。埋葬施設は遺体密封型から、外部への通路である甬道をもつ開放型へと大きく転換する時期を迎え、他界観にも大きな変化が起こりつつあったと判断する。

「第Ⅱ章・中国古代墳丘墓の繁栄—秦漢時代—」(秦:前221~206年、前漢:前202~後8年、後漢:25~220年)は、中国古代墳丘墓の厚葬の最盛期を扱った章で、対象遺跡数も多いことから、論文中もっとも紙幅があてがわれ、詳細な検討がなされた。中国古代墳丘墓の盛衰を語る上でもっとも基準となる時代だからである。

「第1節」で秦の始皇帝陵をとりあげ、この墳丘墓は、前代に地域差のあった各種の地上施設・地下施設を統合し、新たに創出されたもので、その型式は漢代皇帝陵に引きつがれたと評価。「第2節」では、等級制度が完備した漢代の墳丘墓に関して、前漢・後漢それぞれに皇帝陵、王墓、諸侯墓、二千石官吏墓、中・小型墓に階層区分し分析した(以下の時代も同方針)。この段階では、比較的内容が判明している地上施設の等級基準は一定度数値化しようという。前漢から後漢への各階層の変化の詳細は省くが、例えば皇帝陵では、①墳丘は方錐台形から円錐台形に、②陵園の区画は塙から「行馬」に、③墓道は1本に、④埋葬施設の黄腸題湊は石題湊埴室に、⑤皇帝と皇后の埋葬は異陵並穴合葬から同陵同穴合葬に、⑥陵寢建物は簡素化、⑦陵廟と陪葬坑はなくなり、代わって⑧陵園の神道に石像が並ぶようになると指摘する。

また、地下施設では開放型の埋葬施設(黄腸題湊墓、埴室墓、崖洞墓、土洞墓等)が発達し、その内部では壁画や画像(石・埴)が盛行したが、その内容は神仙・辟邪的なものから、後漢には現実生活的なものへと変化した。

第Ⅲ章「中国古代墳丘墓の衰退—魏晋時代—」(三国(魏[220~265年]中心)、西晋:265~316年)では、「第1節」で曹魏の墓制が扱われ、漢代の体制(礼制)と深く結びついて

隆盛を誇った墳丘墓は、後漢王朝の崩壊とともに大きく変質し、曹操が実権を握った段階から各種の改革が行われるなかで、厚葬が禁止され、墳丘ほかの地上施設はなくなり、階層に応じて埋葬施設・内部装飾・副葬品等も簡略化し、薄葬化が急速に進行したとし、新王朝の新しい礼制のなかでも喪葬礼制は重要な役割を果たしたと評価。西晋の北方の中小型墓でも多くは魏制を受け継いだという。続く「第2節」の西晋でも、墓制は曹魏墓制が継承され、一層薄葬化が進み、判明する例では、皇帝陵さえ埋葬施設は土洞墓（以前はおもに低階層で利用）となった。

第IV章「中国古代墳丘墓の復興－東晋十六国・南北朝時代－」（北＝五胡十六国[304～439年]、北魏、東魏・西魏、北齊・北周[581年滅亡]、南＝東晋[317～420年]、宋、齊、梁、陳[589年滅亡]）では、まず「第1節第1項」で、五胡十六国・北朝を取りあげ、十六国では墓制は一定でなかったが、文献によると、前趙などでは墳丘、陵園、寢堂などの復活が読みとれるという。西安・咸陽周辺で発見された同時期の大中型墓は、いずれも土洞墓の家族墓で、なかには棺をもちいない葬法のものも見られたという。後漢には出現した墓道の過洞と豎井が増加する。薄葬を基本とした魏晋の墓制は、北方では崩れはじめ、復古的だが新しい墓制が胎動し始めたと指摘する。

続いて「第2項」の北魏[386～534年]では、皇帝陵関係では平城の永固陵（文明皇太后・寿陵・円墳・塼室墓）、万年堂（孝文帝・寿陵・空墓）、洛陽では孝文帝（円墳・塼室墓）の長陵が有名だが、この時期には墳丘、陵園、祭祀建物、神道の石像などの地上施設が復活。特に孝文帝による洛陽遷都後に漢化政策が一段と進んだ。地下の埋葬施設は前代と同じく塼室墓や土洞墓だが、被葬者の出自やその系譜の多様性もあって、室内に置かれる棺や屍床が、木棺、「石棺床」（申請者は「尸床」）、殿堂式（家形）石槨、石棺などと多様化し、装飾にも伝統的なものに加え、仏教色（バラモン）、胡人色（ソグド）等も認められるという。

「第3項」の東魏[534～550年]・北齊[550～577年]のものは、この延長上にあって、皇帝陵は墳丘（円墳）、陵園、神道の石像、陪葬墓が認められ、この時期の皇帝陵と推定されるもの（湾漳 M106）や有力墓では単室の塼室墓や土洞墓に石や塼の「床」が設けられ、壁画が描かれたと解説する。

「第4項」の西魏[535～556年]・北周[556～581年]の墓制も基本的には北魏の墓制を踏襲するが、皇帝陵では、西魏の武帝孝陵（578年）が発掘され、土洞墓であることが判明。地上施設は発見されなかった。大中型墓を含め、土洞墓が発達。「石棺床」や殿堂式石槨もあり、棺を用いない葬法も一定程度認められた。

一方、「第2節」で東晋[317～420年]・南朝（宋[420～479年]・齊[479～502年]・梁[502～557年]・陳[557～589年]）を扱ったが、「第1項」東晋の喪葬制度は西晋を継承・発展。皇帝陵も地上施設はなく、単室の塼室墓で、一層の薄葬化が進んだ。等級制は、皇帝とその一族（皇族）との間の強い規制が中心のものとなっていると推定した。また「第2項」南朝墓制では、調査された皇帝陵は、風水思想により丘陵内で谷間に面して立地。地上施

設が復活し、低い墳丘を含む陵園が存在したもようで、数百mの神道に石像列が並ぶ。地下施設は単室の平面長方楕円形の埴室墓で、画像埴などで飾られた。王墓もほぼ類似するが、規模に格差がある。墳丘は円形や楕円形で、かなり普遍的にあったと推測。東晋・南朝を通じ、組合式木棺を示す鉄釘が多く出土し、北朝との差異を示すという。南朝墓制は東晋墓制（おもに地下施設）を基礎として新しく創出されたもの（おもに地上施設）と評価する。

第V章「中日古代墳丘墓の比較研究」では、まず「第1節」で日本列島の弥生墳丘墓の状況を概観。弥生前期以来の方形周溝墓や方形台状墓から始まって、後期～終末期には西日本各地に地域色もつ首長専用の墳丘形態をもつ弥生墳丘墓（方形、円形、四隅突出型方形、前方後方形、前方後円形など）が展開し、最終的に古墳時代の前方後円墳中心の古墳へと行きつくことを確認。それをもとに、中国の東周～秦漢時代の墳丘墓と比較。方形周溝墓の系譜論や被葬者問題を中心これまでの中日の学説を整理し、個別に批判するとともに、墳丘墓を構成する各要素（地上施設—おもに墳形と築造方法その制度化の程度、地下施設—おもに棺・槨と副葬品）を再検討。同時代の中日の墳丘墓の差異は甚大で、これまでの諸説はいずれも根拠に乏しく、弥生墳丘墓の出現と成長は中国大陸や韓半島からの間接的影響を受けてはいたが、基本的には列島独自の展開であると主張した。

また「第2節」では、古墳時代をとりあげ、前方後円墳の形態・系譜・意味論等を中心に中日の学説を整理・批判し、弥生・古墳時代には、時期により程度に差はあるものの、おもに人の往来と物的流通を通じてある種の社会的・政治的需要は満たされていたのであり、人の往来を通じて真に日本の各種社会制度（政治、経済、文化など）に建設的な影響が及ぶのは、飛鳥・奈良時代の都城制や律令制などのように、古墳時代以後までまたなければならなかったと結論づけた。

また、弥生後期に各地域の弥生墳丘墓が独自の形で規模を拡大し、その権勢を競っていたものの、古墳時代に入ると、突然、地域差を克服し新たな墓制として巨大な前方後円墳（箸墓古墳）を創出するようになる現象は、歴史的段階こそ違え、中国の戦国時代において各地で造られていた墳丘を中心とする地上・地下施設が、秦段階にはいると、突然、巨大な皇帝陵である始皇帝陵として統合・創出され、漢代へと継承されていく現象と類似することを指摘するなど、新たな比較研究の視点を開いた。

なお「終章」では、以上がまとめられ、冥界観についてもより踏みこんだ議論が見られた。

<論文審査の結果の要旨>

本論文は、申請者が2006～2010年度における日本学術振興会の「論文博士号取得希望者に対する支援事業」（論博事業）に採択され、立命館大学で客員研究員として研究に打ちこんだ結果を踏まえて、提出された論文である。

まず、中国の墳丘墓については、現在中国において公表されている報告書、関係史料を

ほぼ網羅し、これまでの日中における研究成果を踏まえつつ、長期間で広範囲に及ぶ墳丘墓の生成・発展・成熟・変質・展開の過程を考察したものである。内容は「論文内容の要旨」の通りだが、墳丘の大小を問わず、地上施設と地下施設（時に副葬品をも含む）の各要素を多面的に分析していることに最大の特徴があり、多くの新知見を提示するとともに、全体を、政治社会的意味のある喪葬の等級制度の形成・発展・変質過程を基軸に論述したことによって、論文を貫く太い骨子が形成され、全体がひき締まった。多くの墳丘墓から被葬者の政治的身分や死亡年月を記した墓誌が出土する中国で、被葬者の身分と墓制の等級制度の関係を明確にすることは、墳丘墓の被葬者が不明な日本列島や韓半島の墳丘墓の理解に大いに資するところがある。

しかも、これまでに刊行されてきた長期間を扱う概説的な論説とは異なり、244 図版、22 表をも駆使したものであり、考察の根拠となった資料の質と数を明示しているだけに、論文内容の高さとともに、検証可能な客観性が保証されている点も大きな魅力である。

また、日中の墳丘墓の比較研究では、これまでの諸説を冷静に批判し、中国の影響が列島社会に直接的な影響を与えだすのは 7 世紀の飛鳥時代以後であるとし、何点かにわたって、これまでのような遺物や遺構の直接的な比較をこえた、より社会の発展に深く根ざした文化現象を比較しうる視点をも提示した。

ただ、審査では、問題点あるいは今後の課題として以下の点が挙げられた。第 1 は、研究成果の発表方法の問題で、より説得的に議論を進め、相手の理解を深めるためには、適切に編年図や概念図、模式図を駆使すること。第 2 に、使用している用語の定義にぶれがあり、一部修正が必要なこと。第 3 に、遺構の型式学的検討があればより理解が深まったこと。第 4 に、北朝と南朝の墓制をより深く比較し、北朝のそれを、次代の隋唐墓制の前身という視点からも評価すべきだったこと。第 5 に、表題と本文に若干の違和感があり、今後は韓国の墳丘墓をも含めて東アジア全体での比較研究が望まれることなどである。

しかし、以上の多くは今後に課せられたものであり、期待の大きさでもあって、本論文の価値を下げるものではない。今後、日中韓全体のなかで、墳丘墓の比較研究が一層盛んになることは間違いなく、その動向なかで、本論文は重要な位置を占めることになるだろう。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の公開審査は2013年9月6日（金）午後2時から4時まで、末川記念館第2会議室で行われた。

審査委員会は、申請者の中国や日本などにおける論文執筆や学会発表などの様々な研究活動、および公開審査の質疑応答を通して、博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

また、中国語、日本語は言うに及ばず、英語の論文要旨も正確であり、英語の能力も十分であることが窺えた。したがって、本学学位規程第25条第1項により、これに関わる試験の全てを免除した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第 18 条第 2

項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。